

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次 ページ

条 例

- 北海道議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
..... (議会事務局総務課) 1
- 北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する条例の一部を改正する条
例..... (議会事務局総務課) 1

条 例

北海道議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をこ
ここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第58号

北海道議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
北海道議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年北海道条例第67
号)の一部を次のように改正する。

附則第4項の次に次の3項を加える。

- 5 議長、副議長及び議員の報酬の月額は、平成18年4月1日から平成19年4月
29日までの間に限り、第1条の規定にかかわらず、同条に定める額に100分の
90を乗じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる報酬月額
は、同条に定める額とする。
- 6 平成19年4月1日において議長、副議長及び議員の職にある者が平成19年4
月30日に再びそのいずれかの職に就いた場合において同日に受けることとなる
平成19年4月分の報酬の額は、第2条第1項ただし書きの規定にかかわらず、
第1条に定める額に30分の1を乗じて得た額から前項本文に定める額に30分の
1を乗じて得た額を減じた額とする。

- 7 平成18年4月1日から平成19年4月29日までの間において議長、副議長及び
議員が、議会、委員会、審査会又は会議規則に定める会議の招集に応じ、会議
に参会したときの第3条第3項及び第4項の規定の適用については、別表第2
中「16,000円」とあるのは「14,000円」と、「15,000円」とあるのは「13,000
円」とする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する条例の一部を改正する条例を
ここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第59号

北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する条例の一部を改正する条
例

北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する条例(平成13年北海道条例第
41号)の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「(収支報告書等)」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 会派の代表者及び議員は、前3項の規定により収支報告書を提出する場合は、
1件5万円以上のすべての支出(別に定める使途に係る支出を除く。)につい
て、領収書その他の支出の事実を証する書類の写し(以下「領収書等の写し」
という。)を添付しなければならない。

第12条の見出し中「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条第1項中
「収支報告書」の次に「及び領収書等の写し(以下「収支報告書等」とい
う。)」を加え、同条第2項中「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条
に次の1項を加える。

- 3 議長は、前項の規定による請求があったときは、収支報告書等に記載されて
いる情報のうち、北海道議会情報公開条例(平成11年北海道条例第18号)第9
条の非開示情報を除き、閲覧に供するものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費に係る収支報告書等の提出及び閲覧について適用し、同日前に交付した政務調査費に係る収支報告書の提出及び閲覧については、なお従前の例による。